

第13回

給与のファクタリング取引 と称するヤミ金に注意！

相談事例

子どもがけがをして急に高額な治療費が必要になり、インターネットで検索して簡単にお金を出立ることができる給与ファクタリング業者に電話をした。7万円を手渡しで受け取り、次の給料日に12万円を銀行振り込みで返済する予定だった。業者は「給料を債権として買い取っているので、金銭貸借ではない。差額は金利ではなく手数料だ」と言っている。期日の前日に業者から電話があり「明日の何時に振り込むか」と聞かれたので予定時刻を答えた。しかし、その後すぐに業者から勤務先や自宅に電話がかかってきて、勤務先と家族に知られて大騒ぎになった。自分は期日に遅れたわけではないのに、このようなことをされてとても困っている。まだ返済していないが、手数料を年利として計算すると700%以上になるので違法ではないか。（契約当事者：40歳代、男性）

問題点とアドバイス

インターネット広告等で「借金ではない」「ブラックOK」などと宣伝し、個人の貸金債権を買い取ると称して高額な手数料を差し引いて金銭を提供し、個人から金銭を回収する「給与ファクタリング」のトラブルが発生しています。給与ファクタリング業者などのヤミ金融業者（ヤミ金）に金銭を支払う前に、まずは消費生活センター等に相談をしてください。

(1) ファクタリングと称していても借金と同じ！

業者に「債権の買い取りであり貸し付け（借金）に当たらない」などと説明されても信じてはいけません。貸金業法上、給与ファクタリングを業として行うことは貸金業に該当すると考えられています*。給与ファクタリングを無登録で業として行う者はヤミ金ですので、利用するのはやめましょう。

(2) 年率換算で数百パーセントもの高額な手数料を請求される！

業者に「利息でなく手数料」などと説明されたとしても、実態は利息と同じです。

貸金業の上限金利は貸金業法のほか利息制限法と出資法で定められており、例えば、貸金業法42条1項に規定する割合（年109.5%）を超える利息の契約をしたときは、契約そのものが無効、出資法5条2項の上限金利（年20%）を超える金利は刑事罰の対象となっています。

しかし、法律の上限金利を大きく超える手数料を請求される事例がみられ、こうした契約を繰り返すと生活が破綻するおそれがあります。

(3) 勤務先や家族への強引な取り立てが発生している！

利用する際に、勤務先や家族の連絡先を聞き出され、取り立てに悪用されているケースがみられます。勤務先に迷惑が掛かったり、家族全員が執拗な取り立てにあうなど、家族や関係者にも被害が及ぶおそれがあります。

* 2020年3月5日「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」

参考：国民生活センター「給与のファクタリング取引と称するヤミ金に注意！～高額な手数料や強引な取り立ての相談が寄せられています～」（2020年6月12日公表）http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20200612_1.html